City of Kita

東京都北区

子どもの権利と幸せに関する条例

HANDBOOK

小学校４年生～６年生向け

子どもたちからのメッセージ

私たち子どもは、ゆったりと安心できる場所で休めるとき、幸せを感じます。大人のみなさんには、私たち子どもが生まれながらに持っている、育つ権利や生きる権利をはじめとした、様々な権利を大切にしてほしいです。

私たち子どもは、努力が報われたときや、できなかったことができるようになったとき、幸せを感じます。大人のみなさんには、私たち子どもが失敗をおそれず、くり返し挑戦できる環境をつくってほしいです。

私たち子どもは、おいしいものを食べているときや安心してねむっているとき、また「楽しい」と笑顔になれるときに、幸せを感じます。大人のみなさんには、子ども同士や大人と子どもで共に笑い合える時間を作ってほしいです。そして、安全に過ごせる環境づくりに努めてほしいです。

私たち子どもは、一人ひとり、やりたいことやできることがちがいます。大人のみなさんには、自分が子どもだったときのことを思い出し、私たち子どもが心からやりたいことを自由に行おうとする姿勢を温かく見守り、一人ひとりに合わせた応援をしてほしいです。

私たち子どもは、言いたいことをうまく言えないときがあります。そんなとき、大人のみなさんには、私たち子どもの話にしっかりと耳をかたむけ、ありのままの私たちを受け入れてほしいです。

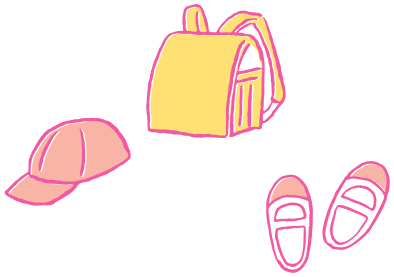

※「東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例」前文から抜粋

大人からのメッセージ

私たち大人は、北区役所と協力して、
子どものみなさんが幸せな状態で
生活を送ることができるよう、
この条例に書かれていることと、
子どものみなさんの気持ちをよく理解して、
子どものみなさんと関わるよう努力します。

北区からのメッセージ

子どものみなさん。
北区は、みなさんが幸せを感じながら
健やかに成長できることが、
何よりの幸せであると思っています。
そこで、子どもたち・大人からの思いがかない、
子どもたちが幸せな状態で
生活を送ることができるよう
この条例ができました。
この条例に書いてあることが守られるよう、頑張ります。

大切な子どもの権利

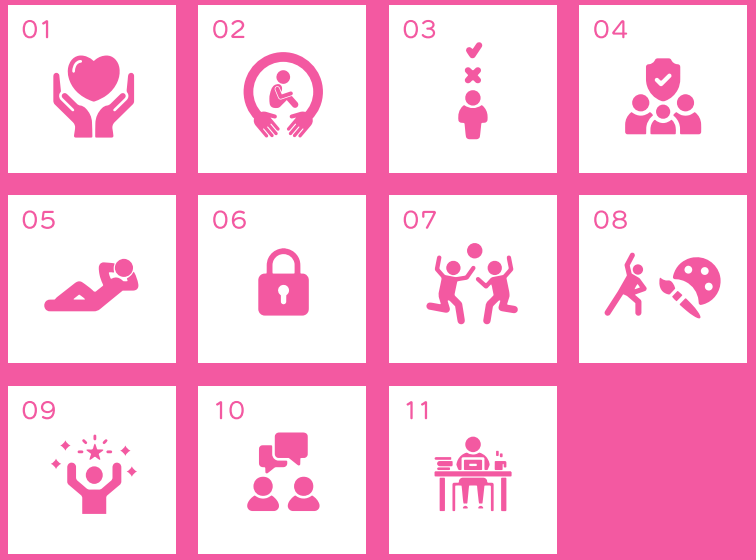

自分らしく生きるために・・・

01 考えや気持ちを自由に言える

02 からだやこころをきずつけられない

03 差別をされない

04 安全安心に過ごせる

05 ゆったりと安心できる場所で休める

06 自分の秘密が守られる

07 遊ぶことができる

08 芸術やスポーツにふれ、楽しめる

09 何度でも挑戦できる

10 なやんでいること、こまっていることなどを相談できる

11 自分に応じた環境で学ぶことができる

子どもと家庭の総合相談

18歳未満であれば、どなたでもご利用いただけます。
自分自身や家のことで困っている、
ヤングケアラーかもしれないと思った場合の
相談をお受けしています。
一人で悩まず一緒に考えましょう。

連絡する方法

■ 電話から

03-3927-0874

（相談電話専用）※来所相談は予約制
午前9時30分から午後5時まで
月曜日から土曜日（祝日・12月29日から1月3日を除く）

〒114-0002 東京都北区王子6-7-3 旧清至中学校（東門）
北区子ども未来部子ども家庭支援センター

子どもの権利擁護相談

近くにいる大人には相談できない悩みがある。
きいてほしい話があるので、
まじめにきいてほしい
つらい思いをしている。たすけてほしい。
もうどうしたらいいか分からなくなってしまった。
こんなときは、ぜひ連絡してね!
きいたおはなしの秘密は守ります。

連絡する方法

■ 電話から

03-5948-6882

平日の午前9時から午後5時まで（祝日・年末年始を除く）

■ ホームページのフォームから

〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10
北区役所滝野川分庁舎一階2番窓口
北区子ども未来部子ども未来課子ども未来係

この条例は、

未来を担う子どものみなさんが、

だれ一人取り残されることなく、

自分の将来に夢と希望をもって

健やかに成長できることを

願ってこの条例ができました。

刊行物登録番号 6-3-016
令和6年11月発行